



23 消安第 835 号
平成 23 年 5 月 2 日

社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第
10条第1項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取扱いについて

日頃より農薬行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このことについては、平成23年4月26日付け 23 消安第710号において別途通知する旨周知したところですが、別添のとおり関係者宛てに通知しているので御了知願います。

なお、今後、他の遺伝子組換え生物等においてカルタヘナ法第10条第1項の必要な措置を執る必要が生じた場合、その都度、農薬の取扱いについて通知することとするので、併せて御了知願います。

つきましては、貴会会員及び関係者に対して周知いただきますようお願いいたします。



23 消安第 835 号
平成 23 年 5 月 2 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局長



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第
10条第1項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取扱いについて

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令・環境省令第1号）が平成23年4月26日付けで施行され、カルタヘナ法第10条第1項の必要な措置を執る必要がある場合については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条本文の適用を除外し、農薬を使用することが可能となったところである。

一方で、今般、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）第4条第1項の承認を受けていない遺伝子組換えパパイヤ（以下「未承認パパイヤ」という。）の種子が流通していたことが判明したところである。当該未承認パパイヤは、我が国への生物多様性への影響は低いものと考えられるが、その影響を確実に防止するため、環境中で生存している場合には、迅速に淘汰を行う必要がある。

淘汰の際、農薬を必要な量以上に使用したり、誤った方法等により使用すれば、淘汰すべき対象以外の作物やこれらを取り巻く環境等に悪影響を及ぼす可能性もある。

このため、このような事態の発生を未然に防止する観点から、平成23年4月26日付け23消安第710号において別途通知する旨周知した農薬の取扱いとして、農薬取締法第7条の規定に基づく表示事項のうち、対象作物、使用可能農薬、使用方法等を下記のとおり定めることとした。

本件について、御了知の上、当該農薬の適正使用の徹底に向け、遺漏なく対応して頂くようお願いする。

なお、今後、他の遺伝子組換え生物等においてカルタヘナ法第10条第1項の必要な措置を執る必要が生じた場合、その都度、農薬の取扱いについて通知することとするので、併せて御了知ありたい。

については、沖縄県及び貴局管内関係者に対して広く周知をお願いする。

記

1. 対象作物

カルタヘナ法第4条第1項の承認を受けていない遺伝子組換えパパイヤ

2. 使用可能農薬の種類

グリホサートカリウム塩液剤

グリホサートイソプロピルアミン塩液剤

3. 使用方法

地上に近い箇所を伐採した直後に、原液を切り口全面に十分量塗布
(したたり落ちない程度の量を直接塗布すること)

4. その他

使用した農薬の容器又は包装に表示されている、使用上・貯蔵上の注意事項を遵守すること

- ・使用の際は、農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること
- ・本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること
- ・使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること

等